

2023年9月14日

「児童の権利に関する条約」の表記について

新保幸男

【ご提案】

「児童の権利に関する条約」について、「こどもの権利条約」と表記することは、まだ、時期尚早であり、現時点では、「児童の権利に関する条約」とした方が良いと考えます。

その理由を以下に述べます。

【1】「こども基本法」との関係

「児童の権利に関する条約」において用いられている「児童」は、「18歳未満のすべての者をいう」とされています。

「こども基本法」では、「こども」を「心身の発達過程にある者」（同法第2条第1項）としており、18歳以上も含むと解釈することが現時点では一般的です。

もし、「児童の権利に関する条約」を「こどもの権利条約」と表記した場合、「こども」という言葉について、「18歳未満の者である」とする誤った理解が広がりかねないと考えます。

そのことは、「こども基本法」の考え方に反し、「こども」という大切な言葉を軽んじることになると危惧します。

【2】特に、音で聞いた場合

特に「こども」を音で聴くと「子ども」との差はなく、「子ども」は「子ども・子育て支援法」において、「子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とされており、「こども」と「子ども」との混同がますます生じると思われます。

その場合、「こども基本法」「子ども・子育て支援法」「児童の権利に関する条約」のいずれにおいても、法令の安定性という点から見て、適切でないと考えます。

【今後について】

「こども」にかかわる用語について、関連する法令との関係を調整しながら、少し時間をかけて、丁寧に進んでいく必要があると考えます。